

五霞町農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」について

平成29年12月25日

(令和5年3月25日 一部修正)

五霞町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、五霞町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 基本的な考え方について

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の法改正が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

五霞町においては、ほぼ全体が平地であるため稲作中心の土地利用であることから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下、「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し公表したもの。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、五霞町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に関する評価方法等を下記のとおり定める。

2. 遊休農地の解消について

(1) 平成29年度の目標 4,700㎡/年

【目標設定の考え方】

- ・平成38年度までに全ての遊休農地47,000㎡を解消することを目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農地利用状況調査、農地パトロール及び農地適正管理指導の実施徹底により、遊休農地の解消と新規発生の抑制を図る。
- ・所有者の利用意向調査を踏まえ、耕作可能な条件が良い遊休農地については農地中間管理機構へ貸付等の誘導を図り、再生困難な遊休農地においては農業委員会で非農地判断等を行う。

(3) 遊休農地の解消の評価方法

- ・遊休農地の消化の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
- ・単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 担い手への農地利用集積について

(1) 平成29年度の目標 41.3ha/年

【目標設定の考え方】

- ・平成38年度までに耕地面積977haの66%（645ha）を集積することを目標とする。
- ・平成28年度までの担い手への集積面積は232haである。
- ・目標値645haから集積面積232haを除いた413haを10年間で集積を目指す。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び推進委員は地域の実情を的確に把握するため、集落の話し合いに積極的に参加するとともに、各農家の営農の意向を聞き取るために戸別訪問等を実施し、担い手農家と借り手農家の橋渡しを行い、農地中間管理事業を活用し担い手への集約・集積を進める。

(3) 担い手への農地利用集積の評価方法

- ・担い手への農地利用集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
- ・単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体(平成29年度)

【目標設定の考え方】

- ・過去の新規参入状況等から、新たに農業を経営する青年や法人等を1年間で1経営体とし、10年間で10経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・町(産業課)、県(農業改良普及センター)、JA等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら就農支援相談に応じ、新規参入の促進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- ・新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人・法人)の数により評価する。
- ・単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

5. 「地域計画」の目標を達成するための役割

- ・五霞町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、五霞町農業委員会は次の役割を担っていく。

- 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 農家への声掛け等による意向調査
- 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- 農地中間管事業の活用の働きかけ
- 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

6. 目標の見直しについて

- ・本指針に掲げる目標については、達成状況、その他の社会情勢により必要に応じて見直しを行うものとする。